

令和7年度京都府奨学のための給付金のお知らせ (4月～6月分 新入生一部早期給付)

京都府内に在住する住民税所得割非課税世帯又は生活保護世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

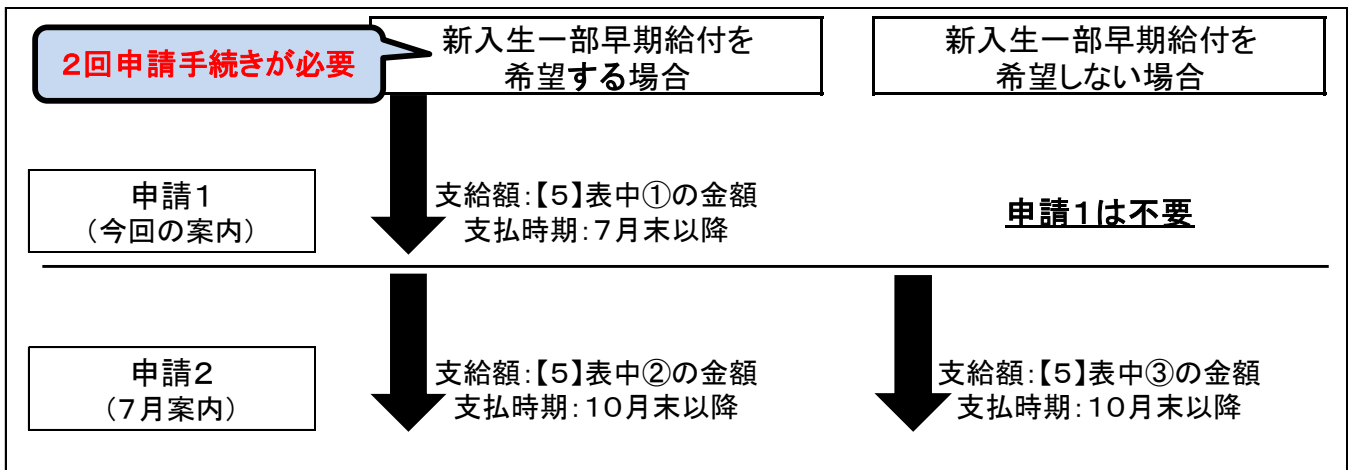
【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和7年4月1日現在、次の①～⑥を、全て満たす方

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が0円（非課税）、又は生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」受給世帯である。
- ② 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住。
※保護者等（親権者）のうち一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府にある世帯で、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金対象校である学校又は高等学校等専攻科に在学しており、休学中でない。
- ④ 高校生等が、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了していない。
- ⑤ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。(母子生活支援施設の高校生等を除く)
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、見学旅行費又は特別育成費
- ⑥ 高校生等が、通算3回（定時制・通信制の高等学校等の場合は通算4回）以上、本給付金の給付を受けていない。
※学び直し支援金受給者は、追加で1回受給可能（定時制・通信制の高等学校等の場合は最大2回まで）
※高等学校等専攻科に在籍する者は、追加で2回受給可能（修業年限が1年の場合は最大1回まで）

【2】新入生一部早期給付とは

特に入学時の負担が大きい新入生について、一部早期給付を希望する場合は、4～6月分相当（給付年額の1／4）を前倒しで支給します。7～3月分（給付年額の3／4）は、7月頃に2回目の申請手続きが必要です。7～3月分の申請については、別途学校から案内があります。



【3】申請書提出先・提出期限

各学校に提出してください。(提出期限は学校へお問い合わせください。)

【4】申請書の記入について

○記入上の注意

- ・ 基準日（令和7年4月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 修正テープ、修正液は使用しないでください。訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 消せるボールペンで記入の場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・ 申請書の書き方については、記入例を確認してください。

【５】給付金額

		今回案内分	7月以降の申請	
区分	対象高校生等	①一部早期給付額 (年額の1/4)	②一部早期給付 の残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)
A	生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」受給世帯 【全日制、定時制、通信制】	13,150円	39,450円	52,600円
B	住民税所得割 非課税世帯			
	1 全日制・定時制	38,000円	114,000円	152,000円
	2 通信制・高等学校専攻科	13,025円	39,075円	52,100円

【６】申請に必要な書類

以下A～Bの区分は、【５】給付金額の区分です。

区分	必要な書類
全員	申請書(別記第1号の3様式)
	給付金振込先口座の通帳の写し等 (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかる部分)
専攻科	個人対象要件証明書 ※在学している学校から証明を受けてください。

+

区分	必要な書類
A	生業扶助(高等学校等就学費)の受給が確認できる生活保護受給証明書 ※発行日が令和7年4月1日以降であること
B	令和6年度 非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が0円)がわかる書類 ＝保護者(親権者全員)の下記①から③の書類のいずれか ①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書のコピー ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の原本 ③納税(非課税)通知書のコピー ※通知書が複数枚の場合は全てのページのコピー 保護者のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で 確認できる場合は、控除対象配偶者(同一生計配偶者)の上記①～③の書類は不要です。

【７】留意事項

- 申請事項(住所、口座名義等)に変更が生じた場合は、お問い合わせください。
- 補正書類を文教課に再提出する場合には、必ず封筒に「奨学のための給付金(補正)」と朱書きし、
送り主の住所・氏名も記入の上、以下の宛先に郵送してください。

■宛先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先(私立学校担当)

電話：075-414-4516

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までを除く)

※土曜・日曜・祝日を除く